

東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 御中

東京都福祉サービス評価推進機構  
財団法人 東京都高齢者研究・福祉振興財団  
理事長 石山 伸彦

### 標準項目の確認等に関する定義について(通知)

平成18年3月24日付17財事業第1180号6(4)に定める標準項目の確認等の方法について、下記のとおり決定しましたので通知します。

評価の実施に際しては本通知内容を遵守してください。

## 記

### 1 定義

#### (1) 標準項目

東京都内の福祉サービス事業者が、福祉サービスの質の向上を図る観点から、標準的に実施していることが必要であると認められる事項、または、実施するためのしくみ(取り組み)があることが必要であると認められる事項をいう。

#### (2) A+の取り組み

標準項目をすべて満たした(できていることが確認済)うえで、以下の要件をすべて満たした取り組みとする。

- ア 当該評価項目のねらいに合致していること
- イ 事業者の理念・方針に合致していること
- ウ 事業者の独自性または現状を改善するための取り組みが認められること

### 2 確認方法

(1) カテゴリー1～7の標準項目を確認したものとすることができるのは、次のすべてを満たした場合とする。

- ア 事業者が当該事項を実施していること
- イ その実施が継続的(必要性を認識し、計画的)であること
- ウ その根拠が示せること

(2) カテゴリー8を確認するための視点は、カテゴリー1～7の取り組みに関連した成果で、前年度(開設1年未満の事業者は開設時)と比べて成果があったか否かの確認とする。

### 3 共通評価項目の特例

評価の実施にあたっては、福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条に基づく平成18年3月24日付17財事業第1180号通知によること。評価の対象とならないと思われる場合は、東京都福祉サービス評価推進機構の了承を得て「非該当」を適用するか、または当該項目の実施に係る体制が整っていることを確認することで、上記2(1)アを満たしていると解釈できるものとする。

なお、共通評価項目により対象が限定されている場合は、それによるものとする。

また、別に定めるサービスについては、一部の共通評価項目の評価の実施を任意とする。